

令和7年度美濃地区教科用図書採択協議会議事録

日時：令和7年7月11日（金）午前10時～午前11時

場所：郡上市産業プラザ4階 交流ホール

出席者：岐阜県教科用図書美濃地区採択協議会委員

【司会】

- ・ 本協議会事務局として司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。ただいまより、第1回教科用図書美濃地区採択協議会を開催いたします。この後、着座にて進めさせていただきます。
- ・ はじめに、当協議会の会長と副会長について確認します。教科書採択の事務を円滑に進めるために、事前に令和7年度の美濃地区教科用図書採択協議会の会長を、本年度事務局の郡上市教育委員会教育長 熊田様。副会長を前年度事務局の美濃市教育委員会教育長 島田様にお願いし、承認していただいておりますことをご確認させていただきます。
- ・ それではまず始めに、熊田会長から本協議会設置運営方針に関する承認の報告をしていただきます。

【会長】

- ・ 美濃地区教育長会での決定に基づき、4月に各市教育委員会に令和7年度岐阜県教科用図書美濃地区採択協議会設置運営方針の議決を依頼しましたところ、美濃地区3市教育委員会にて承認の議決がなされ、すべての市より承認書が届いていることをご報告いたします。
- ・ それでは、資料2ページの岐阜県教科用図書、美濃地区採択教委会規約第5条より選出されました委員の皆様に委嘱状をお渡しします。本来ならば、お一人お一人に熊田会長よりお渡ししていただくべきですが、時間の関係で机上におかせていただきました。また、本日の会は、規約第9条から委員の半数以上の方に出席いただいておりますので、会として成立していることを確認させていただきます。
- ・ 本協議会委員の皆様のご紹介につきましては、資料1ページの岐阜県教科用図書美濃地区採択協議会委員名簿をもって紹介とさせていただきます。続きまして、会長 熊田様よりご挨拶いただきます。

【会長】

- ・ 郡上市教育委員会教育長の熊田でございます。令和7年度 岐阜県教科用図書美濃地区採択協議会の会長をさせていただきます。皆様のご協力をいただき、本協議会の議事が円滑に進行できるようにしていきます。本協議会は、学校教育における主たる教材としての教科書を、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づいて決定していく重要な役割を担っております。ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。それではお手元の資料

に従いまして議事を進行させていただきます。議事の提案を本協議会事務局の郡上市教育委員会 永井学校教育課長にお願いいたします。

【事務局】

- ・ 議事に移ります。慣例により会長に議長をお願いします。
- ・ はじめに経過等報告として本協議会の設置の根拠及び目的及び採択基準について説明をお願いいたします。

(1) 本協議会の設置の根拠及び目的

- ・ 本協議会は6ページの令和8年度使用小中学校用教科用図書の採択基準にある、3共同採択地区における採択地区協議会の設置 運営及び協議に関わる留意事項2ページの岐阜県教科用図書 美濃地区採択協議会規約 及び4ページの令和7年度 岐阜県教科用図書 美濃地区採択協議会設置運営方針に基づき設置されています。
- ・ 2ページをご覧くださいこの岐阜県教科用図書美濃地区採択協議会規約の第1条には、本協議会の名称について。第2条には本協議会の属する採択地区について示されています。第5条には、本協議会議員21名の構成について示されています。
- ・ 続いて、資料の4ページをご覧ください。令和7年度、岐阜県教科用図書、美濃地区採択協議会設置運営方針は、3市の教育委員会において承認いただいております。
- ・ 「1 設置」の(4)には、本協議会の事務局は、会長の所属する教育委員会に置かれることが示されています。よって、郡上市教育委員会におかれることとなりますので、確認させていただきます。
- ・ また、目的については、2ページの規約第3条にありますように、採択地区内の関係市教育委員会が協議して、種目ごとに同一の教科用図書を採択するための調査研究、協議を行うこととあります。美濃地区は3市ありますが、採択地区が2つ以上の市町村で構成されている場合は、協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないという義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 第13条第5項に基づいています。
- ・ 以上が本協議会の設置の本拠及び目的についてです。

(2) 採択基準について

- ・ 次に採択基準について説明いたします。資料の6ページをご覧ください。これは、岐阜県の「令和8年度使用小中学校用教科用図書及び特別支援学校の小中学部用教科用図書の採択基準」です。
- ・ 「1 基本方針」の(2)をご覧ください。ここには審議や調査等について採択の公正確保に努めることが示されています。

- ・ 文部科学省は公正な採択が確保されるよう、発行者や採択関係者に指導を行っています。さらに、教科書協会でも過度な宣伝行為を抑制するために、「教科書発行者行動規範」を定めるなど、教科書業者における取り組みも行われております。
- ・ 教科書は、極めて公共性が高く、国民の税金により無償に措置されることから、教科書採択は重要な行為であり、いかなる疑義の目が向けられないことがないよう、静ひつな環境で進められるよう措置が取られることをご理解いただきたいと思います。
- ・ 次に、「2採択にあたっての留意事項」の（1）をご覧ください。小中学校用教科書については無償措置法施行令第15条第1項の規定により基本的に4年間同一の教科書を採択しなければならないとされています。以上が採択基準についてです。
- ・ ただいま事務局より、今回の設置の根拠及び目的並びに採択基準について説明していただきましたが質問等はございませんか。
- ・ ないようですので、なければ次に審議事項に入ります。はじめに採択日程について事務局より提案をお願いします。

【事務局】

（1）採択日程について

- ・ 教科書採択に関する日程について簡単に説明をします。6月14日から14日間美濃教育事務所にある美濃教科書センター、関市役所内にある関分館、美濃市図書館にある美濃分館、郡上市図書館八幡分館にある郡上分館で教科書展示会を行いました。資料11、12ページが今年度の美濃地区の使用教科書の一覧です。
- ・ 本日7月11日、第1回美濃地区採択協議会において採択協議を行います。本日後半に行う協議会において意見が整わなかった場合には、4ページの令和7年度岐阜県教科用図書美濃地区採択協議会設置運営方針の（4）にありますように会長の判断で多数決により採決することになっております。その後、（5）にありますように、8月5日までに各市教育委員会において、美濃地区教科用図書採択案をもとに、令和8年度使用教科用図書の議決をお願いすることになります。ただし、（5）の協議結果が、第1回美濃地区採択協議会の採決と一致しなかった市があった場合は、（6）にありますように、会長が第2回美濃地区採択協議会を招集し、これをもって各市の採択結果と一致させます。その後、各市教育委員会は、第2回、美濃地区採択教育会の翌日から8月19日までに採択を議決し、本協議会会長に報告します。関係市教育委員会の採択が終了することにより、地区採択が完了したものとします。なお、（7）にありますように、本協議会は次年度の第1回協議会をもって解散となります。

【会長】

- ・ ただいまの採択日程について、ご質問等はございませんか。よろしければ、拍手をもってご承認をお願いいたします。拍手多数でこの件は承認されました。
- ・ 次に、予算書及び分担金について提案をお願いいたします。

【事務局】

- ・ (2) 予算書及び分担金について、8ページをご覧ください。本年度の協議会の予算書をこのように作成しました。総予算額の49,020円を規約第13条に基づき、学校数や児童生徒数で算出した分担金として、3市それぞれに納付していただきます。本年度の分担金は、関市が21,143円、美濃市が11,138円、郡上市が16,739円となっています。

【会長】

- ・ 予算書及び分担金について、ご意見などはございませんか。よろしければ拍手をもってご承認をいただきたいと思います。
- ・ 拍手多数でこの件は承認されました。
- ・ 以上で審議事項を終わります。
- ・ ここからは、議長を事務局にお返し致します。

【事務局】

- ・ では、これより後半の採択協議に移ります。
- ・ 令和8年度小学校及び中学校教科書の採択については、無償措置法施行令第15条第1項の規定により、基本的に令和7年度と同一の教科書を採択しなければならないとされています。令和7年度の教科用図書は、資料11・12ページにあるとおりです。どの教科書においても各校で有効に使用されていることを学校訪問等で確認させていただいております。
- ・ 令和8年度も同一の教科書を採択ということでよろしければ拍手をもってご承認をいただきたいと思います。拍手多数でこの件は承認されました。
- ・ これをもちまして全ての記事を終了いたします。続いて事務局より諸連絡をいたします。

【事務局】

- ・ 失礼します。3点連絡をいたします。1つ目は、お手元の資料についてです。本日お渡しした委嘱状のみお持ち帰りいただき、委嘱状以外の資料はその場においてお帰りいただくようお願いいたします。2つ目は、旅費についてです。資料の10ページの一覧表に基づいて支給をさせていただいております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。3つ目です。9月1日以降、美濃地区教科用図書採択関係の情報については、情報公開対象となります。各市の情報公開条例に基づいて、適切に公開がされるようお願いいたします。以上です。

【事務局】

- ・ 最後になりましたが、公正確保を図るたびに、8月31日までは、本協議会の日時、場所、委員の氏名、内容等について、一切公表や他言することのないよう、特段のご配慮をお願いいたします。これをもちまして、令和7年度第1回岐阜県教科用図書美濃地区採択協議会を終わります。本日はどうもありがとうございました。気をつけてお帰りください。ありがとうございました。